「ボランタリーでアンペイドな労働」が結果的にケアワークの価格や社会的評価に何をもたらしているのか？（上野はこれを「労働ダンピング、労働の価格破壊」と絶妙な指摘をしている）。「ボランタリーでアンペイドな労働」を支えてきた彼女たちの理念や善意とは何なのか？それらを問い直すことが今ワーコレに求められているだろう。ケアワーカーをめぐる労働環境は、もはやワーコレだけの問題ではなくなっていることを検証するときに来ている。

長い歴史の中で「女性が担わされてきた」がゆえに不可視化され、アンペイドであることが当然とされてきた家事や介護労働がようやく有償化し、事業化されたこの画期的な瞬間に、ケアワークが自立できる「真っ当な仕事」となるか否かは、単にケアワーカーだけの問題ではなく、すべての女性の問題でもある、と私は考えている。以上です。（拍手）

大沢　続きまして、私が執筆した第７章「三つの福祉政府体系と当事者主権」に関して、東京大学大学院の米澤旦さんからコメントをいただきます。よろしくお願いします。

米澤旦　東京大学大学院の米澤と申します。本章は福祉社会実現のための制度設計について論じられた章ですが、私からは大沢論文に関して２点ほど気になった点をコメントさせていただきたいと思います。要約は割愛させていただきます。

まず第１点目ですが、本章のタイトルでもある３つの福祉政府体系と当事者主権との関係についてです。

本章の議論の目的は、ニーズ中心の福祉社会をつくり上げるために福祉制度を構築する必要性と実現可能性を示すことにあります。その際に大沢は、中央政府、地方政府、社会保障基金政府という３つの福祉政府体系の構想の中でユニバーサルなサービスの供給を実現するために、とりわけ住民の多様なニーズにこたえる地方政府の役割を重視しています。

確かに地方政府に関していえば、当事者の参加が一定の有効性を持つことは理解しやすいと考えられます。３つの政府体系という枠組みの中で、地方政府は「家庭内やコミュニティでの無償労働によって生産される財・サービスが、ニーズにたいして供給不足になったとき、それに代替する財・サービスを供給する任務」を担う生活の場における政府であると位置づけられます。本章でも「（ユニバーサル化を実現するためのポイントは）多様な住民が主体として地域運営に参加する機会を徹底的に保障することであり、福祉政府としての地方政府は、その意味で住民の自己統治の機関でなければならない」と明確に述べられており、地方政府は、高齢者、障害者への対人社会サービス供給の場面においてユニバーサルサービスの実施主体として当事者参加を求められる場になると考えられます。

では、残りの中央政府、社会保障基金政府に関しては、その当事者主権と関連はないのだろうかという点が気になった点の第１点目です。大沢論文ではこの点に関しては、明確に述べられていないように見受けられます。しかし、恐らく当事者運動、当事者主権がかかわる余地は小さくないと考えられます。

まず中央政府に関していえば、ユニバーサルデザインの最小限の制度の大枠と最小限の水準を決めるために、当事者の参加が必要であると考えられます。ユニバーサルデザインは、「①国民生活に不可欠なサ

ービスであって、②誰もが利用可能な料金など適切な条件で、あまねく日本全国において公平かつ安定的な提供の確保が図られるべき」という一種のナショナル・ミニマムが保障されるという要件を持つためです。当然、地域ごとに求められるサービスは異なるため、地方政府の役割というのが先にも述べたように重要になることが考えられますが、同時に中西が10章で指摘するような全国レベルの当事者組織による当事者の政治参加によって制度全体の枠組みが定められる必要があると考えられます。

もう1つの社会保障基金政府に関していえばどうかというところですけれども、ここで社会保障基金政府というのは生産の場の相互扶助機構であって、一方で当事者主権の問題は主として生活の場が問題になるために、関連性は薄いと考える考え方もあるとは思うのですが、社会保障基金政府に関しても当事者参加は意味を持つのではないかというのが私の考えです。それは労働を通じた社会参加もニーズの1つであって、当事者参加の課題になると考えられるためです。

その当事者が自立を強いられることの危険性というのには十分注意しなければならないとは考えられますが、その自立と依存の境界が相対的であるならば、どの程度個人が自立すればよいのかという問題を一概には決定できないでしょう。当然、障害者や高齢者の中で働いて自立することを望む人は多いだろうし、当事者主権の原則からいっても、当人が自立を望む場合はそれは肯定されるべきだろう。自立を望む人、もう少し正確に言えば、市場からの資源の獲得の割合の増加を望み、生産の場へのコミットを望む人には、それにふさわしいサポートが必要になる。労働者教育などのサービスの提供もその社会保障基金政府の前身である友愛組合が果たしてきたということを考えるならば、自立を促進させるという役割も社会保障基金政府は担い得るだろう。これは、「社会的包摂と凝集性の原理を組み込んだ資本主義」というような最近の考え方とも関連していると思います。このように社会保障基金政府に関しても当事者主権という問題がかかわる余地は大きいのではないか。

以上のように、ニーズ中心の福祉社会の構築に向けて恐らく地方政府レベル、中央政府レベル、社会保障基金政府レベルのそれぞれで、当事者による参加が果たす役割は異なります。今後はそれぞれの局面に分けてどのような対応が当事者に求められるのかを検討することが必要になると考えました。

2点目は、当事者の範囲はどこにあるのかという点が気になったところです。それは何かというと、大沢論文とほかの論文との間に当事者の範囲をめぐって力点の違いがあるように見受けられたということです。ほかの章は当事者主権という言葉で主として高齢者や障害者を想定しているのに比べ、大沢論文では議論の射程が障害者や高齢者に限定されないという特徴があるように思います。

大沢は、「人として生活が成り立ち社会に参加できる「潜在能力 capability」」と「現状の潜在能力」とのずれをニーズととらえます。このようなずれを埋めるために財やサービスが必要になるが、この財やサービスを完全に自給自足できるような人は存在せず、つまりこのニーズの充足という問題は高齢者や障害者だけの問題には限りません。

そして大沢が強調するのは、その提供される財やサービスのユニバーサル性という概念です。「ユニバーサル化は、諸個人が相互に多様であるだけではなく、一個人も時間の経過のなかで変化し、誰もが多種多様なニーズを持つことを、モノや制度の設計に織り込もうとする。そうした設計は、人生の一時期にたまたま「並みの人」（健常な壮年男子）である人にとっても使いやすいものになる」と述べられているように、その射程は自立ができない社会的弱者の範囲を超えていると考えられます。

このように広くユニバーサルというものをとらえたときに、ユニバーサルなサービスは実現不可能であるというような批判もあり得るとは考えられるんですけれども、実現可能性に関していえばユニバーサルデザインの主導者であるMaceが指摘するように、ユニバーサルデザインは現に存在する状態というよりは、「目的を最も適切に描写する言葉」であるという見方がこの際には妥当だと思います。つまり、ユニバーサルというのは、望まれるべき生活保障の方向性を示す考え方だろう。そしてその方向性のもとでの制度設計を行うためには、さきにも述べたように地方政府を中心とした当事者の参加が必要になるということは言うまでもないことです。

このようにユニバーサル化という視点をとったときに、その当事者主権が特定のマイノリティのみの問題ではなく、ある社会の生活保障をいかにつくり上げるかという社会全体にかかわる問題であるということが示唆されています。1章で上野は、当事者ニーズを重視することの必要性を説いていますが、当事者のニーズが重視されなければならないのは、客観的なニーズを導く専門家や行政の判断が、実際には特定の個人をモデルとして想定する傾向があり、それが当事者のニーズとは必ずしも一致しないというところに一因があるためだと考えられます。

日本の場合はとりわけそれが男性壮年期をそのモデルとすることが多かったというのは既に指摘されていることです。当事者主権という視点は、特定のモデルに基づいたニーズの充足を是とする日本の生活保障システムを修正するポテンシャルを持った概念であって、このことは本書全体の中でもっと強調されてよかったように思います。少なくとも今後の当事者主権論ではこの点は積極的に展開されるべきではないかと考えています。

ただし、大沢論文に関していえば、ユニバーサルデザインは以上のように重要な概念であるとは考えられるんですけれども、どのようなサービスが具体的にユニバーサルでどのようなサービスがそうでないのかという点に関して、記述がほとんどなかったという点が残念でした。この点に関していえば、個々の事例の検討を通して研究者と実践者との間で認識の共有を図ることが求められていくだろうと考えられます。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

大沢　どうもありがとうございました。続きまして第8章「これからの社会保障政策と障害福祉」（広井良典）に関して、東京大学大学院の天谷力蔵さんからコメントをいただきます。よろしくお願いします。

天谷力蔵　東京大学大学院社会学修士1年の天谷といいます。よろしくお願いいたします。

本稿はほかの文献と比べまして、制度またはもっと大きな枠組みと見たその社会

構造に関してメーンに述べられております。まずは議論の焦点となる箇所を中心に本章の概要を述べた後に、私のほうから幾つか疑問点を提示していきたいと思っております。

まず概要ですけれども、本稿の問題意識として障害をめぐる課題・問題を日本社会における問題、具体的にいいますと①生産主義的思考から脱却、②個人の孤立と社会的関係性の喪失、③「再分配」への合意づくりとの関連からとらえようという問題意識から考えます。本書評では、本稿のメインと思われる③に関する問題に注目していきたいと思っております。

次に行きまして日本の再分配機能の特徴ということで、日本は国際比較で見ると社会保障による再分配機能は弱く、その背景には１つ目として（ａ）会社・家族が見えない社会保障として機能したこと、第２点目として、（ｂ）公共事業を含めた、社会保障以外のさまざまな政策（地方交付税交付金など）が再分配の機能を果たしたこと、これを通称として「生産部門を通じた再分配」と言っております。以上の２点があったことが挙げられております。

参考文献に載せなかったんですけれども、北海道大学の宮本太郎さんは、この両方、見えない社会保障と公共事業を含めた「生産部門を通じた再分配」の２つが、既に失われていることも指摘しております。

次に、実際に社会保障を動かしている財源のほうに目を向けていっております。基本認識として、高齢化などを背景に保険原理が成立しにくく、保険原理が前提とする共同体的基盤や企業（雇用）・家族の画一性が揺らいでいるという点から、社会保障財源は社会保険方式から税方式へ比重を高めていくことは不可避であるということにしています。それを裏づけるようにして、ヨーロッパの各国では財源は社会保険ではなくて、税方式へ比重を高めているということを示しております。

以上を踏まえまして疑問点を２点ほど述べさせていただきたいと思います。実際に会社・家族による「見えない社会保障」とは具体的に何を指すのかということです。本書では、日本社会の再分配機能が会社・家族による「見えない社会保障」（ａ）と公共事業を含めたさまざまな政策（ｂ）が存在していたとされていますが、現在ではその機能が失われていることを指摘しております。それを踏まえ、（ｂ）に関していえば、例えば公共事業費の削減などでその機能が失われていることが確認できますが、（ａ）に関していえばその機能が失われているのは具体的に何を示しているのか。もっと言ってしまえば、会社・家族の見えない社会保障の機能が既に失われているということをどのようにして測定するかということです。例えば会社に関していえば、日本の55年以降、高度成長期以降から成立してきた終身雇用制度・年功序列制度が失われていることを示唆しているのか。このような疑問点が１つ目として思い浮かびました。

２点目として、社会保障の財源に関して、社会保険方式・税方式のそれぞれの利点は一体何であるのかということです。

社会保障の財源に関する問題で、保険料方式・税方式それぞれの特徴・利点が不明でありました。例えば社会保険は共同体的基盤や家族・企業の画一性を必要としているが、なぜ社会保険が画一された共同体を前提にしなくてはならないのか。税方式にすれば、それらの共同体を前提にしなくても社会保障を円滑に機能させることがで

きるのかということです。また、本書の214ページの図7で書いてありますが、今回のこの8章のテーマ、若年障害の財源を見る限りは、本稿が望ましいとする税方式になっているんですが、にもかかわらず現行の制度ではどの点が問題なのか。

以上2点が私のほうからの疑問点であります。短いですが以上です。(拍手)

大沢　大変ありがとうございます。続いて第9章「楽観してよいはずだ」(立岩真也)について東京大学大学院の河村賢さんからコメントをいただきます。どうぞよろしくお願いします。

河村賢　東大大学院の河村です。本章では、ほかの章で述べられたニーズ中心の福祉社会を支える諸制度の実行可能性を理論的に擁護するということがなされます。ここではまず立岩自身の立論を検討する前に、それと対比するために、ここで直接は言及されない悲観論の立場をまとめておきたいと思います。

その悲観論の立場にどういうものがあるのかといいますと、基本的には1970年代ぐらいから主張されるようになった「福祉国家の危機」論の立場というのが挙げられるのではないかと思います。例えば武川正吾は90年代において既に社会政策のあり方をめぐる当時の支配的な言説というのが、国民負担率を抑制すべきだというような形になっていることを認めながら、そうした論の背景には、「社会保障費を含む社会支出を賄うためには高い成長率が必要だが、低成長時代にはそれが望めないのだから、社会支出というのは可能な限り低く抑える必要がある」という共通の認識があると指摘しています。

後で述べるように、このような「福祉国家の危機」論というのが80年代以降の新保守主義政権の社会政策を下支えしたわけですが、90年代イギリスにおいて、民営化を中心とする新保守主義政権を批判して登場したブレアのニュー・レイバーの指針、つまり「第三の道」も個々の政策の違いというのはあるけれども(例えば福祉国家を民営化するのではなく、近代化するのだという言い方でブレアは語るわけです)、福祉国家は危機に瀕しているという認識、そういう悲観論自体は共有していると思います。

こうした政策が帰結する問題点については、例えば既に渋谷望が『魂の労働』で行った批判があります。渋谷は、「第三の道」が提唱する「一律給付型福祉」からコミュニティへの貢献や自助努力とセットにされた「参加型福祉」への転換が、同時にコミュニティへの参加や自助努力という義務を果たさない人々をより強く排除し、選別してしまうという事態を「<参加>への封じ込め」という言葉で表現しました。

このように、福祉国家の危機という認識から導き出された処方せんが、逆に社会支出の削減をもくろむ行政の思惑にからめ捕られてしまうという構図は、社会福祉におけるＮＰＯの役割をどうとらえるかという議論においても見られます。例えばサラモン(Salamon)が指摘するように、近年の公共サービスの担い手であるサードセクター(含 NPO)への注目の背景には、単に市民社会の成熟といった下からの要因があるのではない。そこにはレーガン、ブッシュらの新保守主義政権下で、社会支出を削減したいという上からの政治的な要因があるということを指摘しています。そこでは社会福祉におけるＮＰＯの役割を肯定的に語ることと、行政の責任を解除

することが奇妙につながってしまいます。では、このような悪循環をどのように回避すべきでしょうか。

ここで立岩の立論に移ります。こうした悲観論の認識に対して立岩は、そもそも「福祉国家の危機」という認識が出発点から矛盾を抱えているということを指摘します。「福祉国家の危機」言説は先進国における経済の成長飽和と高失業率が問題であるとし、それゆえに社会支出は削減されざるを得ないということを導きます。しかし成長飽和と高失業はそれぞれ財（源）と労働力の余剰を意味するはずであり、それは社会支出の削減を正当化するどころか逆により一層の社会支出を支持することとならなくてはいけないと彼は述べます。したがってむしろ、余っていて社会において不均等・不公平に割り当てられているはずの財源や労働力をどのように再分配していくかということが最重要な政治的課題になると主張されます。

この再分配を何が担うのかということに関しては、当然中央政府の役割としてそういうものがあるということだと考えます。第７章の大沢論文では住民の自己統治の機関としての地方政府との役割を強く想定していたわけですが、ここで立岩が述べていることはそうではなくて、中央政府の役割というのをかなり重く見ているわけです。この２つの立論は対立しているかもしれないし、あるいは補完しあっているのかもしれませんが、いずれにせよ両者は少し異なったビジョンを描いているということは論点として指摘しておきたいと思います。

とはいえ、このような考えから社会支出の直接の財源というのは消費税のような定率の負担を全員に求めるよりも、所得税の累進性を復活させることでその再分配というのをより活性化していくことが優先だというような提言がなされます。

このような認識から導き出される福祉制度あり方も「第三の道」が提唱するような参加型福祉あるいは自助努力と引きかえに福祉を与えるというような制度とは大分異なったものとなっています。立岩は、「制度理論における「当事者主権」と（行政の）「公的責任」は両立するし、両立すべき」と述べた上で、例えば所得保障における、必ずしも本人の自発的な申告に基づかないかもしれない自動給付の可能性にも肯定的に言及します。

以上の議論をまとめましょう。行政とＮＰＯのパートナーシップという概念が説かれるとき、しばしば行政が資金面の援助を行い、ＮＰＯが実際のサービスの与え手となるだけだというような単純な役割分担の構図に切り詰められることがあります。この役割分担図式は、資金の援助を受けているＮＰＯの活動の自立性をどのように確保すべきかという問題を引き起こさざるをえません。しかし立岩の描き出す再分配という独自の政治的課題を担う政府という構図は、そうした問題に陥らない、（サラモンの用語を流用して使うならば）「行政の責任を解除しないパートナーシップ」のあり方を指し示していると言えるのではないでしょうか。以上です。（拍手）

大沢　どうもありがとうございました。最後に第10章「当事者主権の福祉戦略」（中西正司）につきまして、熊坂礼子さんからコメントをいただきます。よろしくお願いいたします。

熊坂礼子　熊坂と申します。よろしくお願いします。お手元のレジュメが長いので少しずつ省略するところがあります。最

初に「全体的感想」は、「さて10章において」というところから読みます。

中西は、ニーズ中心の福祉社会を実現する拠点として、福祉サービスユーザーユニオン結成を提案している。この提案は、時宜を得た共感できる内容である。そして何より、各分野の識者による考察と提言を受けて、福祉サービス利用当事者である中西がその経験をもとに検討し再構成して当事者として提案していることは特筆すべき点である。

この背景には、将来、障害者制度が介護保険制度に統合される可能性があり、障害者にとってはサービスの縮小と費用負担の増加につながり、これまで30年に及ぶ障害者の自立生活運動の成果が、なし崩しになることへの強い危機感がある。一方、介護保険制度はサービスの種類と量に制限があり、応益負担もあり、さらに利用者の増加による財政逼迫などを理由に、サービス量がさらに抑制されてきている現状がある。この状況は高齢者にとっても障害者にとっても生存と生活の質にかかわる重大事であるという認識から、両者が連携して安心して暮らせる福祉制度を要求していくことが提言されている。

ここに提示される構想は、中西の障害者としての経験が余すところなく生かされたものである。中西はその経歴が示すように、自立生活運動の先導役として当事者主権による仕組みをつくり上げてきた。その中で行政との交渉も数多く経験しており、海外の福祉制度にも精通して多くの経験に裏打ちされた理論と実践方法を持つ信頼できる実践家である。

障害者の現在は、一朝一夕に実現されたものではない。障害を持っているために健常な人と同じような生活を享受できないことをめぐって、内省し、言語化し、試行錯誤しながら、命がけでかち取ってきたものである。障害者運動の足跡は今や私たちにとっても貴重な社会的財産なのである。本書で提案されたニーズ中心の福祉社会のビジョンが「絵に描いた餅」でなく、確実に実行可能であるという中西の自信には根拠があるのである。

もし高齢になって介助が必要になったとき、必要なときに必要なだけ無料で福祉サービスを利用することが可能であり、それを利用して社会の一員として信頼され尊重され、最後まで社会とつながって暮らせたならば、老いることに伴う否定感や不安感から解放されるであろう。中西の構想は、このような願いを夢とあきらめないで、それを願う人たちの力を結集して、実現させるための具体的ですぐれた福祉戦略である。

まず福祉サービスユーザーユニオン構想について若干の考察をしたい。

「①福祉サービス利用当事者としての高齢者と障害者の連携」について。この点については、自立生活運動をしてきた障害者と日本の高齢者とでは権利意識に大きな差があり、高齢者には当事者団体も支援組織もない状態であるといわれている。新たな福祉社会を目指すというとき、両者の間には意識の差や温度差があるのは確かである。だが、来たるべき超高齢化社会では、福祉サービスユーザーは増加の一途をたどり、すべてのユーザーのニーズを満たすためには福祉財源を大幅に確保する必要があり、それにはサービス利用当事者自身が強く要求しなければ獲得できないというのも確かなことであろう。そのために日本においても、アメリカのＡＡＲＰのような、高齢者と障害者が連携して福祉政策に

強い影響力を持つ運動体の組織が必要なのである。

もしこのユニオンが実現すれば、これまでの障害者運動の成果を糧として、さらに両者が福祉サービスユーザーというカテゴリーのもとに連携することで制度を利用者中心に引き寄せる力になることは疑いがない。差し当たりこのユニオンがすべての福祉サービス当事者の権利擁護と大小の声、声なき声の代弁者となり、またさまざまな場面で当事者のエンパワメントを支援し、福祉サービス利用当事者と関係者への情報提供や相談窓口として信頼を得ていくことが重要であろう。

「②福祉サービス利用当事者会員と非当事者会員の連携」については、サービス利用当事者とそれ以外の会員のかかわりが気になるところである。また、当事者性を強調することによる、さまざまな非当事者の言論抑制と両者の分断の可能性を懸念する意見もあるかもしれない。中西はそのことにも自覚的である。まず当事者のニーズが満たされれば、関係者のニーズは解消される可能性を指摘している。当事者に我慢を強いるより、当事者のニーズを満たすことを要求するほうが関係者すべての利益につながるという発想である。当然、実現には時間がかかるが、だからといってだれかの我慢の上に成り立つ現実を仕方がないと放置するのは真っ当なことではない。私も、最も弱い者のニーズが満たされることは社会のすべての人にとっても安心の保障になると考える。

また近い将来の福祉サービス利用予備軍である団塊の世代は、学生運動などを経験しているので権利意識を持った福祉サービス利用者になることは難しくない、と中西は見ており、実現の大きな力として期待を寄せている。そのほかの会員についても、所得保障制度の改善、ケア労働者の労働条件の改善、福祉財源確保策などへの信頼と普遍主義の社会サービス法による新たな福祉制度への共感と期待による連携の可能性が考えられるであろう。

「③ジェンダーの視点はあるか？」について。このユニオン結成趣意書には、当事者の権利を擁護するためのクオータ制が明記されているが、さらに運営委員などの男女比は決めないのだろうか。高齢者になれば自然にジェンダー問題は解決するとも思えない。また組合員のほとんどが主婦である消費生活協同組合でも、その幹部のほとんどは男性が占めているという事実もある。もし、このユニオンが運営委員などの男女比も明確にすれば、日本では珍しい最も進んだ団体になるのではないでしょうか。

「福祉サービスユーザーユニオンの意義」について。現在の高齢者支援に対する私の違和感は、官民協・公私どこをとっても「直接、当の本人に聞く」という姿勢が決定的に欠如しているという点にある。中西が主張してやまないのもこの点だと気づかされた。そのためにはどうしても、高齢者の声を必ず聞くよ、絶対その声は無視しないよ、すべてのことはその声からしか発しないよと正面切って表明し、向き合い続けるところが必要なのである。これだけではまだ足りないわけで、このことはまさに当事者以外には実現し得ないということがある。このことこそが、福祉サービスユーザーユニオンの存在意義なのである。

ここで私の質問は、このユニオンの地方展開についての構想はあるか、というものである。

次に、「私の経験からの共感」をお話し

たい。私の父は、72 歳のとき事故で両手を失ったが、障害者の認定を受け、補装具の支給を受けて、77 歳の現在も農業を続けている。この過程で、私たち家族は障害者支援と高齢者支援のはざまで右往左往したのだが、結局、父の強い希望とリハビリテーション支援センターの医師や職員の支援で補装具の支給が決まると、私がかかわる必要はほとんどなくなり、父は母と２人で福祉関係者の支援を受けて以前のように暮らせるようになった。これは私にとっては奇跡のようであった。今になってみると、父の場合は障害者支援が適用されたために、障害当事者のニーズを優先する姿勢が関係者に共有されていたからだと気づいた。その仕組みは障害者が命がけでかち取ったものであり、父もその恩恵を受けたのだと納得した。

そして高齢者が自覚的に障害者運動から学び、まず高齢者支援のレベルを障害者支援まで引き上げることこそが高齢者の生活の質をぐんとアップさせるし、家族の負担も軽減させることを実感している。

「おわりに」。私は昨年始めてＡＡＲＰのことを知ったのだが、そのときすぐに日本にもこのような団体が絶対必要だと思った。そしてようやく日本でも福祉サービスユーザーユニオンの結成が提言されたわけである。ここを活動の拠点としてまず高齢者と障害者が連携し、周囲も巻き込んで質の高い福祉社会が実現される可能性が見えてきたことはうれしいことである。

殊に当事者主権は、現在のように多くの人が本当に困っていて、元気のないときにこそ、その人々をエンパワメントできる理念でもある。なぜなら困った果てにようやく人は、困っていることに向き合わなければならなくなり、当事者性を自覚するからである。危機的状況はうれしいことではないが、これまでのパターナリズムから脱して、みずからの力でみずからのニーズを表明し、同じようなニーズを持った人々と連携して、ニーズを実現する過程を主体的に経験する喜びを味わえるチャンスだとも言える。

大企業は経済のグローバル化の中、生き残るためと称して、企業税の引き下げや労働者をさらに分断支配するための方法を考え出し、企業利益の優先を画策し実行してきた。私たち庶民も豊かに生き抜くために自分のニーズを明確にして、それを実行するために知恵を絞り、実践するのは当然であると私は思う。

福祉サービスユーザーユニオンを結成して、ニーズ中心の福祉社会を実現しましょう。ご清聴ありがとうございました。(拍手)